

胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）
（令和 7 年 10 月 1 日実施パブリックコメント（意見公募）用） 意見公募要領

1 意見公募対象

「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）（令和 7 年 10 月 1 日実施パブリックコメント（意見公募）用）」（以下「本計画（案）」という。）

※今回は上記に対する意見公募となります。令和 7 年 4 月 17 日から 6 月 17 日まで実施したパブリックコメント（意見公募）の際に対象とした「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」とは異なりますのでご注意ください。

2 意見公募の趣旨・目的・背景

胎内市では、新たな生涯学習施設整備に向けた準備を進めており、「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」を取りまとめ、令和 7 年 4 月 17 日から 6 月 17 日までパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

この度は、そのパブリックコメント（意見公募）の結果を踏まえて、必要な見直しを行った本計画（案）について改めてパブリックコメント（意見公募）を実施し、市民の皆さまからのご意見やご提言を募集します。

応募いただいたご意見の内容を検討しながら、「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」の策定に活かしていきます。

なお、今後、有識者や施設利用者、子育て世代、公募委員などで構成する審議会を設置し、諮問・答申を経て最終的に建設予定地を決定していくこととしております。

市では、このような経過を経て、多くの方に親しまれ、喜んでいただける生涯学習施設の実現を目指してまいります。

3 資料入手先

胎内市役所本庁舎 1 階中央カウンター、同黒川庁舎生涯学習課社会教育係、中央公民館、乙地区交流施設（きのと交流館）、築地農村環境改善センター、黒川地区公民館、胎内市図書館

※市ホームページからも閲覧いただけます。

4 意見の提出方法・提出先

（1）電子申請システムを利用する場合

胎内市ホームページのトップページのリンクにある電子申請システム内の意見提出フォームからご提出ください。

（2）持参する場合

胎内市役所本庁舎 1 階中央カウンター、同黒川庁舎生涯学習課に設置するポストに

投函してください。

(3) 郵送する場合

〒959-2807 胎内市黒川 1410 番地（黒川庁舎）

胎内市教育委員会 生涯学習課社会教育係

生涯学習施設整備担当 宛

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：0254-47-2117

胎内市生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当 宛

※確実に受理するため、送信前に必ず連絡先窓口の担当者へお電話のうえ、送信してください。なお、状況に応じて電子データでのご提出をお願いする場合があります。

(5) 電子メールを利用する場合

community@city.tainai.lg.jp

胎内市生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当 宛

5 意見提出期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）まで

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・それぞれの意見には、本計画（案）のどの記述に対するものであるか分かるよう、そのページ番号や行数と、どの記述に対するものか記載してください。
- ・提出された意見の内容と回答は胎内市ホームページに掲載するほか、計画閲覧場所にて閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・意見に対する個別回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、本計画（案）のどの記述であるか明記されていないもの、匿名又は氏名が空欄のものについては、提出意見として取り扱いませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見の内容は、結果の公表の際、必要に応じ整理・要約したものを公表することがあります。その場合には、提出された意見の内容を上記 3 資料入手先に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公表又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公表又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

胎内市教育委員会生涯学習課社会教育係

電話：0254-43-6111（内線 2214・2213）

FAX：0254-47-2117

電子メールアドレス：community@city.tainai.lg.jp

「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）（令和7年10月1日実施パブリックコメント（意見公募）用）」に対するパブリックコメントについて

（該当する箇所に○を付けてください）	胎内市在住者 ・ 胎内市内通勤者 ・ 胎内市内通学者
住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	

計画（案）の該当ページ・行	計画（案）の該当する記述	左記に対する御意見
（例） ○ページ、○行 目	（例） 「○○」という記述の部分	（例） ○○については○○としたほうがよいのではないのでしょうか。

※提出に当たっては、意見公募要領をご確認ください。